

民生環境協議会協議事項

[	日時	令和5年11月21日(火)
		午前10時
	場所	第三委員会室

○ 所管事項の報告について

- 1 指定管理者候補者の選定について（総合福社会館）
- 2 指定管理者候補者の選定について（なんごうグリーンタウン集会施設）
- 3 指定管理者候補者の選定について（旭ヶ丘会館）
- 4 指定管理者候補者の選定について（根城コミュニティセンター）
- 5 指定管理者候補者の選定について（中居林コミュニティセンター）
- 6 八戸市市民保養所条例の廃止（案）について
- 7 八戸市民保養所「洗心荘」廃止に伴う関係事項の方針について
- 8 指定管理者候補者の選定について（南郷デイサービスセンター及び老人福祉センター南郷）
- 9 指定管理者候補者の選定について（老人いこいの家臥牛荘ほか5施設）
- 10 指定管理者候補者の選定について（身体障害者更生館）
- 11 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 12 指定管理者候補者の選定について（中央児童会館ほか14施設）
- 13 指定管理者候補者の選定について（休日夜間急病診療所）
- 14 八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について
- 15 八戸市旅館業法施行条例の一部改正（案）の概要について
- 16 八戸市国民健康保険条例の一部改正（案）の概要について
- 17 八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について
- 18 指定ごみ袋の買入れについて

指定管理者候補者の選定について
(総合福祉会館、なんごうグリーントウン集会施設、旭ヶ丘会館、
根城コミュニティセンター及び中居林コミュニティセンター)

1 公募施設

総合福祉会館の指定管理者の公募を行った結果、1団体から応募があり、八戸市指定管理者選定委員会（福祉部）での審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定した。

(1) 対象施設及び指定管理者候補者

対象施設	指定管理者候補者
八戸市総合福祉会館	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会 会長 田口 豊實

※ 指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから、令和5年12月市議会定例会での指定議案議決後に行う。

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 指定管理料の提案額（5年間分）

430,870千円（市が提示した上限額 430,870千円）

（現在の指定管理料（5年間分）385,486千円）

※主な増額理由：人件費・光熱水費・委託料の増額

※今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定する。

(4) 公募・選定の概要

① 選定までの経過

令和5年7月20日（木）	募集要項の公表
令和5年8月9日（水）	公募説明会
令和5年8月24日（木）～9月8日（金）	申請受付
令和5年10月4日（水）	指定管理者選定委員会の開催 ※書類審査及びヒアリング

② 応募団体数

1団体（内訳：社会福祉法人（1））

③ 選定結果

当該指定管理者選定委員会（外部委員4名を含む8名で構成）において、選定基準（別紙1参照）に基づき審査（採点）を実施した結果、「社会福祉法人八戸市社会福祉協議会」が総合的に優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とした。（選定評価表は別紙2参照）

2 非公募施設

福祉政策課が所管する4施設の指定管理者候補者として、現行の指定管理者である下記団体を選定した。

(1) 対象施設及び指定管理者候補者

対象施設	指定管理者候補者
八戸市なんごうグリーンタウン集会施設	グリーンタウン自治会 会長 佐々木 明男
八戸市旭ヶ丘会館	旭ヶ丘町内連合会 会長 五戸 保夫
八戸市根城コミュニティセンター	根城コミュニティセンター管理運営委員会 委員長 野沢 浩司
八戸市中居林コミュニティセンター	中居林地区連合町内会 会長 中村 進一

※ 指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから、令和5年12月市議会定例会での指定議案議決後に行う。

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 指定管理料

管理業務に要する費用は、施設の設置経緯等を踏まえ、指定管理者候補者の負担とするものである。

(4) 選定の理由

当該施設は地域の集会施設であり、地域住民が主体となった運営が望まれる施設である。

よって、指定管理者の選定に当たっては、公募によらず、現行の指定管理者を選定するものである。

八戸市総合福祉会館指定管理者候補者の選定基準

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト (募集要 項で定め た配点)	4 審査要領		5 審査 配点	6 配点区分				
				事業計画書の対応箇所	審査のポイント		劣る	やや劣る	(現行水準を確保 標準点)	優れている	特に優れている
①	市民の平等な利用が確保されるものであること	施設の設置目的の理解度	10点	事業計画書「1 管理運営の基本的考え方」のほか事業計画書全体	当該公の施設の設置目的を踏まえた事業計画となっているか。(偏りはないか)	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
		施設の管理運営の基本的考え方(公共性の確保、法令遵守含む)			法令、管理の基準など施設運営の基本的事項を理解・認識しているか。						
②	公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること	利用者へのサービスの向上など効果的かつ適正な施設運営への具体的取組	30点	事業計画書「3 施設運営の実施計画」及び「4 自主事業の実施計画」	現行の行政サービス水準が確保され、かつ、利用の拡大、サービス向上のための取り組みが適切になされる計画であるか。	20点	0～6	7～13	14	15～19	20
					設置条例に定める使用許可の基準、使用の制限等を理解しているか。						
					利用者への対応方針は適切か。(安全確保対策、利用者ニーズの把握、クレーム対応)						
					開館時間、料金設定等についての考え方は適切か。(提案を求める場合)						
					自主事業が、施設の機能を高める内容となっているか。						
③	管理に要する経費の縮減を図るものであること	管理運営に係る収入、経費積算の内容と妥当性	25点	収支計画書	施設、設備等の維持管理に関する基本的な考え方は適切か。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
					提案された維持管理計画は、要求水準に達しているか。						
		収支計画の実現性		収支計画書及び事業計画書全体	全体経費の縮減が図られているか。(提案額に関する評価)	15点	0～5	6～11	12	13～14	15
					管理運営に要する経費の積算は適切か。						
					使用料収入の目標額は適切か。(利用料金制をとる場合は利用料金の見込額)						
					収支計画と事業計画が整合し、かつ実現可能な計画であるか。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト (募集要 項で定め た配点)	4 審 査 要 領		5 審査 配点	6 配点区分				
				事業計画書の対応箇所	審査のポイント		劣る	やや劣る	(現行水準を確保 標準点)	優れている	特に優れている
④	管理を安定して行う能力を有するものであること	施設を安定的に管理運営できる人的体制(職員数、経験の有無)	30点	事業計画書「5 人員体制等」(但し(4)を除く)及び「6 個人情報の保護」	施設の運営体制は十分か。	15点	0～5	6～11	12	13～14	15
					施設管理に従事する者への指導、研修体制は整っているか。						
					個人情報の保護に関する措置は適切か。						
		施設を安定的に管理運営できる財政的基盤		法人等の経営状況を説明する書類	団体の財務状況は良好か。(債務超過となっていないか、黒字経営か)	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
					事業計画の内容を実現できる資産を有しているか。						
		類似施設の運営実績		事業計画書「5 人員体制等」(4)類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績があるか。	5点	0～1	2	3	4	5
⑤	市の重要施策が推進されるものであること	市内に本社・本部等が所在	5点	登記簿謄本等	市内にある場合は2点を付加。	2点					
		当該施設における障害者雇用等についての計画があるか		事業計画書「5 人員体制等」	常時雇用する計画がある場合は2点、福祉的就労や職場体験等の臨時雇用を実施する計画がある場合は1点を付加。	2点					
		協働のまちづくりの推進に有効な定期的計画があるか		事業計画書「8 自由提案」の記載内容	応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献に関する計画がある場合1点を付加。	1点					
				合計	100点						

八戸市総合福祉会館指定管理者候補者の選定評価表

別紙2

選定基準（配点）	満点	指定管理者候補者 （社会福祉法人八戸市社会福祉協議会）	指定管理者候補者の提案に対する評価内容
① 市民の平等な利用が確保されるものであること（10点）	70点	60点	・施設の設置目的及び管理の基準を理解しており、適切な運営が期待できる。
② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること（30点）	210点	177点	・利用者ニーズの把握、クレーム対応等、施設利用者へ適切に対応する体制が整備されている。 ・開館時間、休館日について、利用者の利便性を考えた提案がなされている。 ・施設利用率及び利用者の利便性向上を図り、「会館空き室情報システム」を開発・運用している ・自主事業が、施設の機能を高める内容となっている。 ・施設・設備等の維持管理に関して要求水準に達している。
③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること（25点）	175点	141点	・経費縮減の具体的な取組が提案されている。 ・管理運営に要する経費の積算及び、使用料収入の目標額は適切である。 ・収支計画と事業計画が整合し、かつ、実現可能な計画である。
指定管理料基準額及び提案額（5年間）／単位：千円		430,870	
④ 管理を安定して行う能力を有するものであること（30点）	210点	176点	・災害時等の対応マニュアルが整備されており、緊急時の対策、トラブルに対する対処方法が適切である。 ・施設を安定して管理運営する人的体制が確保され、施設管理従事者への指導、研修体制が整っている。 ・個人情報の保護に関する措置は適切である。 ・通算30年、総合福祉会館を良好に運営した実績がある。
⑤ 市の重要施策が推進されるものであること（一律加点）（5点）	35点	35点	・本部・本社等の所在地が八戸市内にある。 ・当該指定管理者施設における障害者雇用計画がある。 ・応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献計画がある。
合計点 700点（委員7人×100点）	700点	589点	

八戸市市民保養所条例の廃止（案）について

1 廃止の理由

八戸市民保養所「洗心荘」の運営を現在の指定管理期間が満了する令和6年3月31日をもって終了することに伴い、当該施設を廃止するためのもの。

2 施行期日

令和6年4月1日

八戸市民保養所「洗心荘」廃止に伴う関係事項の方針について

八戸市民保養所「洗心荘」について、令和5年度末をもって運営を終了し、施設を廃止する予定であるが、関係事項についても方針を決定したため報告するもの。

1 営業終了日

宿泊利用 令和6年3月23日(土) チェックイン分まで

日帰利用 令和6年3月24日(日) まで

(理由)

- ・指定管理者が主契約者となっている重油・ガス・電話等の供給契約やリース備品契約については、契約上3月中に指定管理者立ち合いのもと、撤去・廃止作業や諸手続を行う必要があること。

2 代替事業

新たな保養事業を検討の上、準備を進め、令和6年度から開始する

(事業の方向性)

- ・洗心荘廃止後も市民への保養機会の提供を継続し、市民サービスの維持・向上につながる事業とする。
- ・市が推進する広域連携の枠組（八戸圏域連携中枢都市圏、北緯40°ナニヤトヤラ連邦）を活用し、同地域内で一定の基準を満たす複数の施設について、八戸市民保養施設として協定を締結する。
- ・八戸市民保養施設を利用する市民を対象に、施設利用時の宿泊料金の負担を軽減する。
- ・事業内容の詳細は、令和6年2月に公表する予定。

3 土地・建物等の取扱

施設廃止後、一般競争入札により売却する

(理由)

- ・施設が行政区域外にあり、市として現行用途以外での活用が困難なこと。
- ・民間事業者に対する施設活用ニーズ調査の結果を踏まえ、現行用途を含めた幅広い施設利活用の可能性が見込めること。
- ・市が施設の所有を継続しながら民間事業者等へ貸付した場合、維持管理費以上の貸付料収入が見込めないこと。

(今後の主な事務手続等)

令和6年1月	土地建物等鑑定評価額調査の終了
2月	未利用市有地等活用検討委員会での売却条件決定
3月	一般競争入札に係る実施要項の制定・公告
4月中～下旬	入札参加申込受付
6月上旬	入札及び開札
	※ 土地・建物売買契約締結
以降	所有権移転登記

※ 予定価額が4,000万円以上の場合には、開札後に土地・建物売買仮契約を締結し、議会の議決を経る必要がある。

<参考：洗心荘の概要>

所在地	十和田市大字法量字焼山 64-184
建築年	昭和 61 年 10 月 (築 37 年)
土 地	面積： ※ 2,841.00 m ²
建 物	延床面積： ※ 1,834.34 m ²
	構造： 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建
財産分類	行政財産（令和6年4月1日付けで普通財産へ変更予定）

※ 今後の土地境界確定や建物表題登記に伴い、変更の可能性がある。

指定管理者候補者の選定について (南郷デイサービスセンター及び老人福祉センター南郷)

八戸市立南郷デイサービスセンター及び八戸市立老人福祉センター南郷の指定管理者の公募を行った結果、1団体から応募があり、八戸市指定管理者選定委員会（福祉部）での審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 対象施設

八戸市立南郷デイサービスセンター及び八戸市立老人福祉センター南郷

2 指定管理者候補者

団体名：社会福祉法人八戸市社会福祉協議会 代表者名：会長 田口 豊實

※指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから、令和5年12月市議会定例会での指定議案議決後に行うものである。

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理料提案額（5年間分）

52,185千円（市が提示した上限額 52,185千円）

（現在の指定管理料（5年間分）50,450千円）

※主な増減理由：人件費、光熱水費の増額

※今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定するものである。

5 公募・選定の概要

(1) 選定までの経過

令和5年7月20日（木）	募集要項の公表
令和5年8月7日（月）	公募説明会
令和5年8月24日（木）から9月8日（金）	申請受付
令和5年9月28日（木）	指定管理者選定委員会の開催
	※書類審査及びヒアリング

(2) 応募団体数

1団体（社会福祉法人八戸市社会福祉協議会）

(3) 選定結果

当該指定管理者選定委員会（外部委員4名を含む8名で構成）において、選定基準に基づいて審査を実施した結果、「社会福祉法人八戸市社会福祉協議会」が総合的に優れていると評価されたため、指定管理者の候補者とした。（選定評価表は別紙のとおり）

八戸市立南郷デイサービスセンター及び八戸市立老人福祉センター南郷
指定管理者候補者の選定評価表

選定基準（配点）	満点	指定管理者候補者 八戸市社会福祉協議会	指定管理者候補者の提案 に対する評価内容
① 市民の平等な利用が確保されるものであること（10点）	80点	67点	・施設の設置目的及び管理の基準を理解しており、適切な運営が期待できる。
② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること（30点）	240点	200点	・開館時間の延長し地域を巡回する車両を用意し送迎を行うなど、利用者の利便性を優先した提案がなされている。
③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること（20点）	160点	129点	・老人福祉センターとデイサービスセンターの事務職員を兼務し人件費の削減を図るなど、管理経費の縮減を図る提案がなされている。
指定管理料基準額及び提案額（5年間）／単位：千円		52,185	
④ 管理を安定して行う能力を有するものであること（35点）	280点	239点	・非常災害時等の対応マニュアルを作成するなどトラブルに対する対処方法が考慮されている。 ・類似施設の運転及び管理業務の実績を有している。
⑤ 市の重要施策が推進されるものであること（一律加点）（5点）	40点	40点	・本部・本社等の所在地が八戸市内にある。 ・当該指定管理者施設における障害者雇用計画がある。 ・応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献計画がある。
合計点 800点（委員8人×100点）	800点	675点	

指定管理者候補者の選定について (老人いきいの家臥牛荘ほか5施設)

八戸市老人いきいの家臥牛荘ほか5施設の指定管理者の公募を行った結果、1団体から応募があり、八戸市指定管理者選定委員会（福祉部）での審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 対象施設

八戸市老人いきいの家（臥牛荘、青山荘、諏訪荘、うみねこ荘、海浜荘）及び八戸市立老人福祉センター馬淵荘

2 指定管理者候補者

団体名：東北医療福祉事業協同組合 代表者名：理事長 田中 信幸

※指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから、令和5年12月市議会定例会での指定議案議決後に行うものである。

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理料提案額（5年間分）

266,205千円（市が提示した上限額 266,205千円）

（現在の指定管理料（5年間分）255,000千円）

※主な増減理由：人件費、光熱水費の増額

※今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定するものである。

5 公募・選定の概要

(1) 選定までの経過

令和5年7月20日（木）	募集要項の公表
令和5年8月7日（月）	公募説明会
令和5年8月24日（木）から9月8日（金）	申請受付
令和5年9月28日（木）	指定管理者選定委員会の開催
	※書類審査及びヒアリング

(2) 応募団体数

1団体（東北医療福祉事業協同組合）

(3) 選定結果

当該指定管理者選定委員会（外部委員4名を含む8名で構成）において、選定基準に基づいて審査を実施した結果、「東北医療福祉事業協同組合」が総合的に優れていると評価されたため、指定管理者の候補者とした。（選定評価表は別紙のとおり）

八戸市老人いこいの家臥牛荘ほか5施設
指定管理者候補者の選定評価表

選定基準（配点）	満点	指定管理者候補者 東北医療福祉事業協同組合	指定管理者候補者の提案 に対する評価内容
① 市民の平等な利用が確保されるものであること（10点）	80点	61点	・施設の設置目的及び管理の基準を理解しており、適切な運営が期待できる。
② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること（30点）	240点	186点	・苦情や要望、迷惑行為への対応など全施設で共有できる体制を整え、利用者に対するサービスの向上が期待できる。 ・施設利用の拡大に向けた宣伝・広報活動が適切である。 （ウェブページ、独自パンフレットの作成等）
③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること（20点）	160点	126点	・人件費及び委託費の削減等、管理経費の縮減を図る提案がなされている。
指定管理料基準額及び提案額（5年間）／単位：千円		266,205	
④ 管理を安定して行う能力を有するものであること（35点）	280点	234点	・類似施設の運転及び管理業務の実績を有している。 ・採用時には、ボイラー取扱い講習を受講させるなど必要な資格を取得させるなど管理運営に関する人的体制が整っている。
⑤ 市の重要施策が推進されるものであること（一律加点）（5点）	40点	24点	・本部・本社等の所在地が八戸市内にある。 ・応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献計画がある。
合計点 800点（委員8人×100点）	800点	631点	

指定管理者候補者の選定について（身体障害者更生館）

身体障害者更生館の指定管理者候補者として、現行の指定管理者である下記団体を選定した。

1 対象施設

八戸市身体障害者更生館

2 指定管理者候補者

団体名：社会福祉法人やすらぎ会 代表者名：理事長 齋藤 鈴子

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

4 指定管理料の提案額（1年間分）

14,781千円（市が提示した上限額 14,781千円）

現在の指定管理料 14,060千円（令和5年度）

実績（決算）額 70,300千円（平成31年度～令和5年度）

＊ 主な増減理由：消費税率の引上げ（8％から10％）及び物価高騰に伴う
光熱水費等の負担増

＊ 今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定するものとする。

5 選定の理由

指定期間5年間（令和6年4月1日から令和11月31日まで）の公募を実施したが、応募がなかったことから、地方自治法第244条の2第3項及び八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きを適用し、候補者選定手續きの遅延に伴う市民へのサービス低下を避けるため、非公募に切り替え、現行の指定管理者を選定するものである。

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）」の一部改正に伴い、当市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律「第3条第11項」が「第3条第10項」に改正されたことに伴い、八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で引用している関係法令の条項ずれを改めるもの。
- (2) 特別利用保育の基準及び特別利用教育の基準に関する規定について、読替規定を改めるもの。

3 施行期日

公布の日

指定管理者候補者の選定について（中央児童会館ほか 14 施設）

中央児童会館ほか 14 施設の指定管理者の公募を行った結果、1 団体から応募があり、八戸市指定管理者選定委員会（こども健康部）での審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 対象施設

八戸市中央児童会館ほか 14 施設

2 指定管理者候補者

団体名：社会福祉法人八戸市社会福祉協議会 代表者名：会長 田口 豊實

※ 指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから、令和 5 年 12 月市議会定例会での指定議案議決後に行うものである。

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 指定管理料の提案額（5 年間分）

771,448 千円（市が提示した上限額 771,448 千円）

（現在の指定管理料（5 年間分）716,700 千円）

※ 主な増減理由：人件費及び施設の維持管理経費を増額したため。

※ 今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定するものである。

5 公募・選定の概要

(1) 選定までの経過

令和 5 年 7 月 20 日（木）

募集要項の公表

令和 5 年 8 月 9 日（水）

公募説明会・現地見学会

令和 5 年 8 月 24 日（木）～9 月 8 日（金）

申請受付

令和 5 年 10 月 3 日（火）

指定管理者選定委員会の開催

※ 書類審査及びヒアリング

(2) 応募団体数

1 団体（内訳：社会福祉法人（1））

(3) 選定結果

当該指定管理者選定委員会（外部委員 3 名を含む 6 名で構成）において、選定基準に基づいて審査（採点）を実施した結果、「社会福祉法人八戸市社会福祉協議会」が総合的に優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とした。（選定評価表は別紙のとおり。）

八戸市中央児童会館ほか14施設指定管理者候補者の選定基準

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト (募集要 項で定め た配点)	4 審 査 要 領		5 審査 配点	6 配点区分				
				事業計画書の対応箇所	審査のポイント		劣る	やや劣る	(現行水準を確保 標準点)	優れている	特に優れている
①	市民の平等な利用が確保されるものであること	施設の設置目的の理解度 施設の管理運営の基本的考え方(公共性の確保、法令遵守)	10点	事業計画書「1 管理運営の基本的考え方」のほか事業計画書全体	当該公の施設の設置目的を踏まえた事業計画となっているか。(偏りはないか) 法令、管理の基準など施設運営の基本的事項を理解・認識しているか。	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
②	公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること	利用者へのサービスの向上など効果的かつ適正な施設運営への具体的取組 施設、設備等の維持管理の内容と水準 地域における子育て支援事業に対する考え方及び内容 児童の発達段階に応じた行事やプログラム等の考え方及び内容	30点	事業計画書「3 施設運営の実施計画」及び「4 自主事業の実施計画」 事業計画書「2 施設、設備等の維持管理計画」 事業計画書「3 施設運営の実施計画」 事業計画書「3 施設運営の実施計画」	現行の行政サービス水準が確保され、かつ、利用の拡大、サービス向上のための取り組みが適切になされる計画であるか。 設置条例に定める使用許可の基準、使用の制限等を理解しているか。 利用者への対応方針は適切か。(安全確保対策、利用者ニーズの把握、クレーム対応) 開館時間についての考え方は適切か。 自主事業が、施設の機能を高める内容となっているか。 施設、設備等の維持管理に関する基本的な考え方は適切か。 提案された維持管理計画は、要求水準に達しているか。 地域や関係機関との連携・協力体制についての考え方は適切か。 地域における子育てに関わる支援事業の取り組みが図られているか。 児童の発達段階に応じた行事やプログラムは適切かつ魅力的か。	10点 5点 10点 5点	0～3 0～3 0～3 0～1	4～6 4～6 4～6 2	7 3 7 3	8～9 4 8～9 4	10 5 10 5
③	管理に要する経費の縮減を図るものであること	管理運営に係る収入、経費積算の内容と妥当性 収支計画の実現性	25点	収支計画書 収支計画書及び事業計画書全体	全体経費の縮減が図られているか。(提案額に関する評価) 管理運営に要する経費の積算は適切か。 収支計画と事業計画が整合し、かつ実現可能な計画であるか。	15点 10点	0～5 0～3	6～11 4～6	12 7	13～14 8～9	15 10

八戸市中央児童会館ほか14施設指定管理者候補者の選定基準

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト (募集要 項で定め た配点)	4 審 査 要 領		5 審 査 配 点	6 配点区分				
				事業計画書の対応箇所	審査のポイント		劣 る	やや 劣る	(現 行水 準を 確保 標準 点)	優 れて いる	特 に優 れて いる
④	管理を安定して行う能力を有すること	施設を安定的に管理運営できる人的体制(職員数、経験)	30点	事業計画書「5 人員体制等」(但し(4)を除く)及び「6 個人情報の保護」	施設の運営体制は十分か。	15点	0～5	6～11	12	13～14	15
					十分な経験を有する職員を配置できるか。						
					施設管理に従事する者への指導、研修体制は整っているか。						
					個人情報の保護に関する措置は適切か。						
		施設を安定的に管理運営できる財政的基盤		法人等の経営状況を説明する書類	団体の財務状況は良好か。(債務超過となっていないか、黒字経営か)	10点	0～3	4～6	7	8～9	10
					事業計画の内容を実現できる資産を有しているか。						
		類似施設の運営実績		事業計画書「5 人員体制等」(4)類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績があるか。	5点	0～1	2	3	4	5
⑤	市の重要施策が推進されるものであること	本社・本部等の所在地が市内にあるか	5点	登記簿謄本等	市内にある場合は2点を付加。	2点					
		当該施設における障がい者雇用等についての計画があるか		事業計画書「5 人員体制等」	常用雇用する計画がある場合は2点、福祉的就労や職場体験等の臨時雇用を実施する計画がある場合は1点を付加。	2点					
		協働のまちづくりの推進に有効な定期的計画があるか		事業計画書「8 自由提案」の記載内容	応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献に関する計画がある場合1点を付加。	1点					
				合 計		100点					

八戸市中央児童会館ほか14施設指定管理者候補者の選定評価表

選定基準（配点）	満点	指定管理者候補者 （社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会）	指定管理者候補者の提案に対する評価内容
① 市民の平等な利用が確保される ものであること（10点）	60点	49点	・施設の設置目的及び管理の基準を理解しており、適切な運営が期待できる。
② 公の施設の効用を効果的に発揮 させるものであること（30点）	180点	131点	・事業計画書の内容が、具体的・現実的で、かつ創意工夫や積極性があり、利用者に対するサービスの向上が期待できる。 ・施設利用の拡大に向けた宣伝・広報活動が適切である。（児童館だより、ホームページ、パンフレット等） ・四季折々の行事をはじめ、様々な体験の機会を設けた多様な提案が盛り込まれ、利用者の増加が期待できる。 ・地域や関係機関との連携・協力体制についての考え方が適切であり、地域における子育てに関わる支援事業の取り組みが図られている。 ・児童の発達段階に応じた行事や活動プログラムを提案しており、児童への対応が適切である。
③ 管理に要する経費の縮減を図る ものであること（25点）	150点	119点	・児童館職員を嘱託職員とし、常勤・非常勤を組み合わせ雇用形態を工夫することにより、人件費の削減等、管理経費の縮減を図る提案がなされている。
指定管理料基準額及び提案額（5年間）／単位：千円		771,448	
④ 管理を安定して行う能力を有するもの であること（30点）	180点	147点	・緊急時の対策、トラブルに対する対処方法が適切である。 ・当市児童館の運営及び管理業務の実績を有している。 ・当市児童館の運営を熟知した経験豊富な職員を配置するなど、管理運営に関する人的体制が整っている。
⑤ 市の重要施策が推進されるものである こと（一律加点）（5点）	30点	18点	・本部・本社等の所在地が八戸市内にある。 ・応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献計画がある。
合計点 600点（委員6人×100点）	600点	464点	

指定管理者候補者の選定について（休日夜間急病診療所）

休日夜間急病診療所の指定管理者候補者として、現行の指定管理者である下記団体を
選定した。

1 対象施設

八戸市休日夜間急病診療所

2 指定管理者候補者

団体名：一般社団法人八戸市医師会 代表者名：会長 熊谷 俊一

※ 指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから、令和5年12月
市議会定例会での指定議案議決後に行うものである。

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理料の提案額（5年間分）

167,150千円（市が提示した上限額 167,150千円）

（現在の指定管理料（5年間分）172,429千円）

※ 主な増減理由：事業実施経費の精査による

※ 今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定するものである。

5 選定の理由

休日夜間急病診療所は、休日又は夜間における急病患者の医療の確保を図るための施設であり、高度な専門性、特殊性を有することから、これまでの運営の実績を含め、現行の指定管理者のみが業務遂行可能であるため、指定管理者の選定に当たっては、公募によらず、現行の指定管理者を選定するものである。

八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業を譲渡する場合における地位の承継の承認申請に対する審査に係る手数料の額を定めるためのもの。

2 改正内容

旅館業法の一部改正により、旅館業を譲渡する場合における地位の承継制度が設けられたことに伴い、旅館業を譲渡する場合における地位の承継の承認申請に係る審査手数料を定めるもの。

名 称	現 行	改 正
旅館業営業者地位 承継承認申請手数料	相続、法人の合併・分割に係 る承継の承認申請に係る審 査手数料 1 件につき 7,400 円	<u>事業譲渡</u> 、相続、法人の合 併・分割に係る承継の承認申 請に係る審査手数料 1 件につき 7,400 円

3 施行期日

公布の日から

八戸市旅館業法施行条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業を譲渡する場合における旅館・ホテル営業等の施設の設置場所に係る規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのもの。

2 改正内容

旅館業法の一部改正により、旅館業を譲渡する場合における地位の承継制度が設けられたことに伴い、譲渡による地位の承継承認の審査に当たっての旅館・ホテル等の設置場所の規定について、相続等の審査の規定と同一の規定を設けるもの。

3 施行期日

公布の日から

八戸市国民健康保険条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正理由

子ども医療費給付条例の一部改正（令和 6 年 1 月 1 日施行）に伴い、子ども医療費の給付に係る保護者の所得制限が撤廃されることから、国民健康保険において実施している子ども医療費の給付の所得制限を超えた場合の本市の保護者に対する乳児の一部負担金の支払の免除が不要となるため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

現在、本市の子ども医療費の給付に係る保護者の所得制限超過により子ども医療費助成対象外となる乳児の一部負担金を免除（保険給付）しているが、この所得制限が撤廃され、子ども医療費助成の対象となることから、施行期日以後は、本市の子ども医療費助成の対象外となる特別の事情（一時保護検討者、保護者がDV等支援措置者等）を有する乳児のみ、一部負担金の免除対象とするものである。

3. 施行期日等

- （１）この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- （２）改正後の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付に係る一部負担金について適用し、同日前に受けた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するとともに、その届出について規定の整備をするためのものである。

2 改正内容

○当市の国民健康保険税は基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援分）、介護納付金課税額（介護分）からなり、それぞれについて所得に応じた所得割額、人数に応じた均等割額及び世帯ごとの平等割額の合計額を課税している。また低所得世帯については均等割額・平等割額の軽減措置（7・5・2割軽減）を講じている。

○令和6年1月より、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、出産被保険者に係る保険税のうち産前産後4か月分（多胎の場合は6か月分）の所得割額及び均等割額を減額する。低所得世帯の軽減措置を受けている世帯に属する出産被保険者については、低所得世帯軽減後の金額から減額する。

対 象 者	国民健康保険の被保険者で、令和5年11月以降に出産する予定(又は出産した)の方 ※対象となる「出産」とは妊娠85日以降の分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)及び早産も対象。
対象期間	令和6年1月分以降に相当する保険税のうち、産前産後の4か月分(多胎妊娠の場合は6か月分)
軽減対象	出産被保険者に係る ①所得割額、②均等割額

単胎…出産予定日の前月から翌々月
まで(4か月分)

	3か月前	2か月前	1か月前		1か月後	2か月後	3か月後
【単胎】			軽 減	出産予定月	軽 減	軽 減	
【多胎】	軽 減	軽 減	軽 減	出産予定月	軽 減	軽 減	

多胎…出産予定日の3か月前から翌々月
まで(6か月分)

3 費用負担

公費（国2分の1、県4分の1、市4分の1）

4 施行期日

令和6年1月1日から施行する。

指定ごみ袋の買入れについて

家庭ごみの有料収集実施のため、市指定ごみ袋を次のとおり買入れる。

1 買入品名及び数量

品 名	数 量
家庭系可燃物用45リットル	6,916,000枚
家庭系可燃物用30リットル	3,328,000枚
家庭系可燃物用20リットル	1,296,000枚
家庭系不燃物用45リットル	312,000枚
家庭系不燃物用30リットル	160,000枚
家庭系不燃物用20リットル	144,000枚
計	12,156,000枚

2 納品場所

市の指定する場所

3 納品期限

令和7年3月31日（分割納品）

4 買入金額

87,637,308 円

5 契約者

八戸市北インター工業団地二丁目2番25号
株式会社 高速 八戸営業所